

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年9月4日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 9件

NO.	号機等	不適合事象	
1	1号機	換気空調系タービン建屋空冷チラー(C)(屋外)のサポート部に腐食および破損を確認した。当該部を点検・修理。	
2	1号機	換気空調系タービン建屋給気冷却器(C)(D)の固定用アンカーボルトに破損を確認した。当該ボルトを交換。	
3	1号機	換気空調系タービン建屋給水加熱器(A~I)所内蒸気系供給配管の所内蒸気戻り系蒸気凝縮水排水装置に動作不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
4	2号機	原子炉補機冷却海水系ストレーナ(E)ブロー弁の電動/手動切替レバーに動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。	
5	4号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(A)のグランドリーク量が通常より多いことを確認した。当該グランド部を点検・修理。	
6	6号機	高電導度廃液系濃縮装置蒸留水のサンプリング配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
7	7号機	原子炉建屋3階(非管理区域)における壁面の穴あけ作業時、埋設電線管を損傷させたことを確認した。当該電線管を点検・修理。	
8	その他	大湊側給水設備におけるNo. 3純水タンク液位スイッチの点検時、スイッチ用端子箱内に結露が発生し、絶縁抵抗値が低下していることを確認した。当該端子箱および端子台を交換。	
9	その他	大湊側給水設備におけるNo. 4純水タンク液位スイッチの点検時、スイッチ収納ケース蓋の取付ボルトに固着を確認した。当該ボルトを交換。	